

地方浮揚へ2本柱

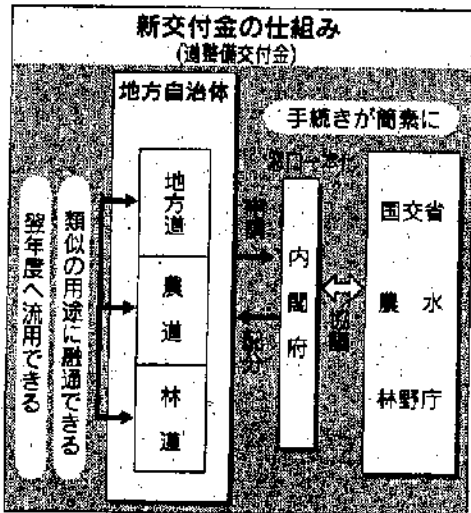
再生法案きょう閣議決定

特色生かし振興策

政府は四日の閣議で「地域再生法」案を決定する。閣議の中央官庁ごとに割り当てた補助金を一本化する「地域再生基盤強化交付金」の創設や、地域再生に貢献する企業への出資には税を優遇する措置が柱。同日中に国会へ提出する。国が財政再建へカシを切る中、地域の特色を生かした政策の余地を広げることで、財政出動だけに頼らない地域振興を目指す。

投資に税優遇

新交付金の創設



税優遇を活用した地域再生の例

産業振興	地元ブランドの名産品を製造・販売する会社を地元経営者が共同で設立
商店街	中心商店街の再生を狙った新型路面電車を運営する会社に出資。元関係者が共同出資
環境	環境への負荷が小さい小型水力発電施設の普及に取り組む。地元住民らが幅広く出資

政府は二〇〇三年十月に地域再生本部を設置し自治体の地域再生計画を支援してきたが、国の補助金で建てた施設の目的外使用の容認などにとまっていた。新法案は予算や税に踏み込んだ支援メニューを提供。今通常国会で成立すれば、七月にも利用可能になる。

▼道路・汚水処理など 地方の裁量拡大 新交付金の対象は道路と汚水処理、港湾の三分野。これまで同じ汚水処理施設を対象にした補助金でも、下水道は国土交通省、農業集排水は農林水産省、合併処理浄化槽は環境省と省ごとに補助金が分かれていた。新交付金は用途を細かく限定せず、窓口も内閣府に一本化。地域の特色を反映した施設整備をしやすくする。節約で補助金が余れば翌年度への持ち越しも可能にする。新制度には地方から歓迎の声が上がっている。かやがき屋根の民家が多い「日本」の田舎づくりを目指して古民家を使った宿づくりを進めている京都府美山町は、宿泊施設に浄化槽を重点設置するなど「地域ニーズを反映しやすくなる」(地域振興課)と期待する。

▼地元の資金を誘導 税優遇では、まちづくりや環境ビジネスなど地域再生に資する事業を営む会社を政府が「特定地域再生事業会社」に認定、出資者の所得税を軽減する。他の保有株の売却益から地域再生会社への出資額分を控除して課税する特例を設けるほか、売却損は三年間繰り越して他の株式譲渡益から控除できるようにする。

大型店舗地などの活用 プロジェクトを進める際、地元商店主や住民から資金を集めやすくなるほか、環境面の利点も大きい。用水路などを活用した小型発電施設の普及に取り組みむ長野県大町市の非営利組織「地域づくり工房」は、税優遇を「環境ビジネスへの出資者の層が広がる」(兼木宏夫代表理事)と歓迎する。政府は税優遇を活用した会社設立が増えれば、規制緩和や官業開放に伴う新規開業を後押しする効果があるとしている。